

記入例

経営改善支援センター事業利用申請書

1. 申請者(中小企業・小規模事業者)

Table with 6 columns: 申請者名, 業種, 担当者, 住所, 電話番号, 代表取締役. Includes a red stamp '株式会社'.

2. 代表認定支援機関

Table with 6 columns: 認定機関名, 業種・支店等, 担当者, 住所, 認定支援機関ID, 電話番号. Includes a red stamp '税理士'.

3. その他認定支援機関

Table with 6 columns: 認定支援機関名, 業種・支店等, 担当者, 住所, 認定支援機関ID, 電話番号. Includes a red stamp '信用金庫'.

Table with 6 columns: 認定支援機関ID, 住所, 担当者, 電話番号. Includes explanatory text and a callout box.

4. 認定支援機関に依頼する業務内容(○で囲む)

- ①経営改善計画(再生計画)の策定 ②事業DD(市場調査含む) ③財務DD ④その他DD ⑤不動産評価 ⑥事業価値算定 ⑦金融機関への計画の説明補助 ⑧モニタリング ⑨その他

5. 認定支援機関に支払う費用見積額(税込)

Table with 2 columns: 費用見積額, 算定根拠. Includes a red box '税込金額で記入'.

6. スケジュール(上記2及び3が実施する業務について)

Table with 4 columns: No., 業務内容, 業務開始日(目処), 業務完了日(目処). Includes a callout box.

7. モニタリング予定(実施サイクルは○で囲む)

Table with 4 columns: 実施サイクル, 実施予定者, 報告予定先, モニタリング実施者について. Includes a callout box.

8. 申請者及び認定支援機関の適格要件の宣誓

申請者及び認定支援機関は、以下の適格要件を満たしていることを宣誓します。
①申請者は、誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を経営改善計画策定支援において適正に開示すること。
②申請者は、これまでに経営改善計画策定支援を利用したことがないこと。
③申請者は、経営改善計画策定支援を行った場合に、営業収益を回復するために経営改善に取り組むこと。
④認定支援機関は、誠実であり、経営改善計画策定支援を適切に行うことを誓約していること。
⑤申請者及び認定支援機関は、反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
⑥申請者及び認定支援機関は、経営改善支援センターと中小企業基盤整備機構(中小企業再生支援全国本部)から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって対応すること。
⑦申請者及び認定支援機関は、計画策定後3年間のモニタリングに取り組み、その実施状況について経営改善支援センターに報告すること。
⑧申請者および認定支援機関は、本事業の利用・活用にあたっては、以下の事項について十分注意し、理解したうえで取り組むこと。
1. 計画の内容
経営改善計画の策定・実行は、認定支援機関の支援を受けつつ申請者が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターは、策定された経営改善計画の内容の妥当性・衡平性や実現可能性等について一切保証するものではなく、また、その内容について責任を負うものではありません。
2. 金融支援の同意確認
金融機関からの金融支援についての同意確認(書面の取得を含む)は、申請者および認定支援機関が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターは金融支援の内容・実行について一切保証するものではなく、また、その同意確認の適切性・妥当性等について一切の責任を負うものではありません。
3. 不正利用
万一、申請者または認定支援機関が当支援センター事業を不正に利用したことが発覚した場合、申請者または認定支援機関は自らの責任において必要な対応を行うものとし、そのような事態が生じた場合、経営改善支援センターは、申請者または認定支援機関の不正利用に関して何ら責任を負うものではありません。
4. 支払
策定された経営改善計画について、金融機関から金融支援の同意が得られなかった場合や支払申請にかかる必要書類などに不備・不適切な事項等が発覚した場合、経営改善支援センター、中小企業基盤整備機構もしくは中小企業庁の判断により、申請金額が支払われない場合があります。
5. 自動失効
経営改善計画策定支援の利用申請の有効期限は、申請が受理された日から2年を経過した日とし、期限の到来で失効するものとします。ただし、既に計画策定に着手しており、計画策定及び金融機関調整を完了する見込みがあるなどの特段の理由があることを経営改善支援センターが認める場合は、有効期限の延長をすることができます。

9. 情報の取り扱い

申請者は、本事業に関する申請者の情報が商工会議所等が実施する中小企業再生支援事業の支援業務部門及び中小企業再生支援全国本部に開示されることにつき、同意いたします。

10. その他記載すべき事項(上記4. で認定支援機関以外の)

〇〇銀行からの確認書は1ヵ月以内に提出いたします
認定支援機関欄にメイン・準メイン銀行の署名・捺印がない場合は、確認書の提出が必要です。
※利用申請時に、確認書の提出がなかった場合は、協力を得られる見通しをここに記載すること